

令和 5 年度中央鉱山保安協議会の報告

令和 6 年 3 月 1 4 日

九州地方鉱山保安協議会

目次

1. 鉱山保安法令のアナログ規制の見直しについて
2. 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令改正について
3. 第14次鉱業労働災害防止計画の取組状況について
4. 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第6次）の取組状況について
5. C C S事業の制度化の検討状況について

1. 鉱山保安法令のアナログ規制の見直しについて (資料2-1)

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定) 及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定) において、代表的なアナログ規制7項目に関する規制等の見直しが求められており、これを受け、鉱山保安法令に係るアナログ規制について、同調査会で示された規制の一括プラン、工程表等に基づき、所要の見直しを図る。

<代表的なアナログ規制7項目>

- ① 目視規制
- ② 定期検査・点検規制
- ③ 実地監査規制
- ④ 常駐・専任規制
- ⑤ 書面掲示規制
- ⑥ 対面講習規制
- ⑦ 往訪閲覧・縦覧規制

■ 目視規制

- 1-1 報告徴収に係る見直し
- 1-2 施設等の巡視及び点検に係る見直し
- 1-3 火薬類取扱所に係る見直し

■ 定期検査

- 2-1 実施期間及び頻度が定められていない定期検査に係る見直し
- 2-2 実施期間及び頻度が定められている定期検査に係る見直し

■ 常駐専任

- 3-1 保安統括者・保安管理者の常駐に係る見直し
- 3-2 作業監督者の選任に係る見直し

■ 書面掲示

- 4 鉱山労働者代表を選任するときの掲示(周知)に係る見直し

2. 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令改正について (資料2-2)

- 船舶に関する以下 2 つの国際条約が改正され、船舶に使用される塗料や燃料中の硫黄分についての基準が改正された。
 - ①MARPOL条約（1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書）
 - ②AFS条約（2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約）
- このため船舶と同様に海中で使用される掘削バージについて、これらの国際条約改正に対応した基準の改定を行う。

■ 該当条項：

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（以下「技術基準省令」という）
第5条第21号、第18条第7項第2号及び同項第4号

■ 改正概要：

①MARPOL条約改正関係

MARPOL条約の改正（2020年1月発効）により、船舶燃料油中の硫黄分の基準が強化
上限値を3.50質量百分率 → **0.50質量百分率に引き下げ**

このため、技術基準省令第18条第7項第4号で定める掘削バージで使用する燃料油の硫黄含有率を0.5質量百分率を超えないものとするように改める。

②AFS条約改正関係

AFS条約の改正（2023年1月発効）により、**船舶塗料へのシブトリンの使用が制限**された。

このため、技術基準省令第18条第7項第2号で定める掘削バージの防汚方法にシブトリンの使用をしないことを追加する。

3. 第14次鉱業労働災害防止計画の取組状況について（資料2-3）

第14次鉱業労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）の概要

I. 目標

各鉱山においては、鉱山災害を撲滅させることを目指す。

全鉱山における鉱山災害の発生状況として、計画期間5年間で、次の指標を達成することを目標とする。

指標1：毎年の死亡災害は0（ゼロ）

指標2：5年間の平均で、鉱山災害の度数率0.70以下

指標3：5年間の平均で、重傷災害の度数率0.50以下

II. 主要な対策事項

- 1 鉱山保安マネジメントシステムの導入促進
- 2 自主保安の推進と安全文化の醸成
- 3 個別対策の推進
- 4 基盤的な保安対策とデジタル技術の活用等の推進
- 5 中小規模の鉱山における保安確保の推進

（第14次鉱業労働災害防止計画の令和5年度の取組み状況）

・令和5年の罹災者数は、令和4年に比べて増加し、そのうち死亡災害が2件発生。
重傷災害の罹災者数も高水準となっている。

・また、令和5年の重傷災害の度数率は0.91であり、平成30年～令和4年の年平均0.75に比べて高くなっている。

4. 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第6次）の取組状況について(資料2-4)

第6次基本方針の概要

・2050年のカーボンニュートラル実現を見据えた鉱害防止事業の付加価値向上といった新たな取組を目指す。
坑廃水処理の事業量計上に係る判断基準を明確化するとともに、今後、排水基準等を満足しつつ継続的に坑廃水処理が行われているか、適切な評価手法を検討する。

第6次基本方針に係るこれまでの取組み

第6次基本方針の取組みに係る関係事業者との意見交換の実施

- ・カーボンニュートラルへの取組について
- ・鉱害防止工事進捗について
- ・パッシブトリートメント、利水点等管理の関心や導入可能性について
- ・中和殿物減容化について
- ・レジリエンス対策の取組について
- ・坑廃水処理に係る人材の確保及び育成について
- ・IT 技術、遠隔監視装置等の導入について

その他の取組内容

- ① 鉱害防止事業全体における新たな取組み
- ② 鉱害防止工事残存工事の早期完了
- ③ 坑廃水処理の終了、コスト削減の加速化
- ④ 中和殿物の減容化への対応
- ⑤ 災害時のリスク対応強化
- ⑥ 坑廃水処理に係る人材確保・省力化・省人化

5. CCS事業の制度化の検討状況について（資料2-5）

二酸化炭素の貯留事業に関する法律案【CCS事業法】の概要

2050年カーボンニュートラルに向けて、化石燃料・原料の利用後の脱炭素化を進める手段として、CO₂を回収して地下に貯留するCCS（Carbon dioxide Capture and Storage）の導入が不可欠。

2030年までに民間事業者がCCS事業を開始するための事業環境を整備することとしており、公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、その事業環境を整備するために必要な貯留事業等の許可制度等を整備する。

CCS事業の制度化にかかる検討内容

1. 試掘・貯留事業の許可制度の創設、貯留事業に係る事業規制・保安規制の整備

- (1) 試掘・貯留事業の許可制度の創設
- (2) 貯留事業者に対する規制

2. CO₂の導管輸送事業に係る事業規制・保安規制の整備

- (1) 導管輸送事業の届出制度の創設
- (2) 導管輸送事業者に対する規制